

2017年9月19日
日本自動車輸入組合

輸入車の環境負荷物質の対応状況について

現在の適合状況

当組合は、当組合会員インポーターが取り扱う輸入車が、EU ELV 指令の環境負荷物質要求^{*}に適合し、鉛、六価クロム、水銀、カドミウムの4物質に関する削減量や使用廃止などの要件に従っていることを確認しております。

^{*} 欧州議会の指令 2000/53/EC と欧州委員会の委員会指令 2016/774 に合致しているとの要求

<参考> EU ELV 指令 環境負荷物質要求

第4条(2)(a)

加盟国は、2003年7月1日以後に市場投入される車両の材料および構成部品が、附則 に記載する事例ならびに定めた条件に適合する場合を除き、鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有しないことを保証するものとする。

附則 (第4条(2)(a)が免除される材料と構成部品)

合金要素としての鉛

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
1(a).	機械加工目的の鋼鉄およびバッチ式溶融亜鉛めっきされた鋼鉄部品 最大 0.35w%	(期限未設定)
1(b).	連続亜鉛めっきされた鋼板 最大 0.35w%	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
2(a).	機械加工目的のアルミ 最大 2.0w%	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(b).	鉛を含有するアルミ 最大 1.5w%	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(c).	鉛を含有するアルミ 最大 0.4 w%	(現在改訂中)
3.	銅合金 最大 4w%	(現在改訂中)
4(a).	ベアリングシェルおよびブッシュ	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
4(b).	エンジン、トランスミッション、エアコンコンプレッサーのベアリングシェルおよびブッシュ	2011年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品

構成部品中の鉛および鉛化合物

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
5.	バッテリー	(現在改訂中)
6.	消振ダンパー	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
7(a).	ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーションホースのエラストマー、シャーシ装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(b).	ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーションホースのエラストマー、シャーシ装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤 最大0.5w%	2006年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(c).	パワートレイン装備でのエラストマーの接着剤 最大0.5w%	2009年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
8(a).	電気および電子部品を電子基板に取り付けるためのハンダ用鉛およびコンポーネント・ピンまたは電子基板上でアルミニウム電解コンデンサ以外のコンポーネント終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(b).	電子基板またはガラス上のハンダ付け以外の電気装備のハンダ用鉛	2011年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(c).	アルミニウム電解コンデンサ終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2013年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(d).	マス・エアフロー・センサーのガラス上のハンダ付けに使用する鉛	2015年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(e).	高融点ハンダの鉛(すなわち、85w%以上の鉛を含有する鉛基合金)	(2019年見直し)
8(f)(a).	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(f)(b).	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛: 車両ハーネス・コネクタのはめ合い部分以外	(2019年見直し)
8(g).	集積回路フリップ・チップパッケージ内の半導体ダイ(die)とキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛	(2019年見直し)
8(h).	投射部最低1cm ² のチップサイズおよび最低1A/mm ² のシリコンチップ・エリア公称電流密度を持つパワー半導体アッセンブリのヒートシンクにヒートスプレッドを取り付けるハンダに使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(i).	積層グレイジングのハンダ付けを除くガラス上の電氣的グレイジングのハンダ用鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(j).	積層グレイジングのハンダ付け用鉛	2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
9.	バルブシート	2003年7月1日より前に開発されたエンジンの交換部品

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
10(a).	ガラスまたはセラミック、ガラスまたはセラミックマトリックス化合物、ガラスセラミック材またはガラスセラミックマトリックス化合物に鉛を含む電気及び電子部品この免除は、以下の鉛の使用は対象としない。 -電球(バルブ)のガラスと点火プラグのガラス質釉薬 -10(b)、10(c)および10(d)に記載された部品のセラミック誘電物質	(期限未設定)
10(b).	集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサのPZTベース誘電セラミック材料に使用する鉛	(期限未設定)
10(c).	定格電圧125V ACまたは250V DC未満のコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
10(d).	超音波ソナーシステムの温度関連偏差を補償するコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
11.	火工品のイニシエータ	2006年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
12.	排気熱の回収によりCO2排出を削減する自動車用電気アブリケーションに使用する鉛含有熱電材料	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

六価クロム

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
13(a).	防錆コーティング	2007年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
13(b).	シャシー用ボルト及びナットの防錆コーティング	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
14.	モーターキャラバンの吸収式冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの防錆用六価クロムで、冷却溶液中に0.75w%まで含まれるもので、その他の冷却技術が使用出来る場合(例 モーターキャラバンのアプリケーション用として市場にある)を除く、および環境、健康および/または消費者の安全に負の影響を与えないもの	(期限未設定)

水銀

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
15(a).	ヘッドライトのディスチャージランプ	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
15(b).	インストパネルディスプレイの蛍光管	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

カドミウム

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
16.	電気自動車のバッテリー	2008年12月31日より前に市場投入された車両の交換部品

注記：

- 鉛、水銀、六価クロムの最大許容濃度は均質材料中 0.1wt%、カドミウムは均質材料中 0.01wt%とする。
- 免除の有効期限日においてすでに販売されていた自動車の部品の再利用は、第 4 条(2)(a)の範囲外であることから、なんら制限を設けずに認められるものとする。
- 2003 年 7 月 1 日以前に販売された自動車に使用するために 2003 年 7 月 1 日以降に販売された補修部品は、第 4 条(2)(a)から免除されるものとする。

この条項は、ホイールバランスウェイト、電気モーターのカーボンブラシ、ブレーキライニングには適用されない。